

一般社団法人日本杭抜き協会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本杭抜き協会と称し、英文では Japan Association for Pulling-out Existing Piles と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 当法人は、建設工事に於ける既存杭引抜工法の社会的使命を認識し、各種既存杭引抜工法の社会啓発並びに普及を行うと共に、新技術の開発、提案及び高度化を行い、既存杭引抜工法を包含する建設事業の発展と地球環境の保全・改善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種既存杭引抜工法の社会啓発及び広報・普及活動
- (2) 各種既存杭引抜工法の高度化のための学術研究活動
- (3) 各種既存杭引抜工法の開発及び提案
- (4) 各種既存杭引抜工法の積算及び技術資料の整備
- (5) 各種既存杭引抜工法に関する計画、設計及び施工における関係団体との協力
- (6) 各種既存杭引抜工法に関する行政施策の実施に対する協力
- (7) 会員に対する各種既存杭引抜工法に関する安全施工及び環境保全の為の技術指導
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章　会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員　当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員　当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員　この法人に功労があったもの又は学識経験者で、理事会にて推薦されたもの

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会及び休会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届及び休会届を提出することにより、任意につでも退会及び休会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 6ヶ月間以上会費を滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

- 第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

- 第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(招集)

- 第15条 社員総会の招集は、理事会の決議をもって決定し、代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

- 第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(代理)

- 第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議長)

- 第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうちから代表理事1名を定める。

3 代表理事以外の理事のうち 1名を専務理事、1名以上を常務理事とすることができる。

4 第2項の代表理事をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1（変えられない）を超えてはならない。監事についても、同様とする

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(責任の一部免除)

- 第25条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

- 第26条 役員の報酬等、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。
- 2 役員に対して、その職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

- 第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

- 第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第33条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 資産および会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第44条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事

稻積 真哉

設立時理事

桑原 秀一

設立時理事

濱口 伸一

設立時監事

島田 義勝

設立時代表理事

稻積 真哉

(設立時の社員の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都文京区西片2丁目19番23-304号

稻積 真哉

東京都目黒区碑文谷1丁目23番15号

ザ・パークハウス碑文谷一丁目202

桑原 秀一

神奈川県横浜市神奈川区片倉五丁目59番1-701号

濱口 伸一

兵庫県伊丹市西台3丁目6番19号

島田 義勝

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人一般社団法人日本杭抜き協会を設立するため、設立時社員 稲積 真哉、
桑原 秀一、濱口 伸一及び島田 義勝の定款作成代理人である行政書士大森雅人は、電磁的
記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年10月 5日

設立時社員 稲積 真哉

設立時社員 桑原 秀一

設立時社員 濱口 伸一

設立時社員 島田 義勝

上記代理人 行政書士 大森 雅人

行政書士
大森雅人
電子署名

同一の情報の提供

提供の日付：2018年10月10日

公証人：01030021吉田 正喜



所属法務局：東京法務局

公証役場：渋谷公証役場

東京都渋谷区神南1丁目21番1号

請求対象の登簿管理番号：18-0103002102000182

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2018年10月10日

請求対象の処理公証人：01030021吉田 正喜

所属法務局：東京法務局

公証役場：渋谷公証役場

東京都渋谷区神南1丁目21番1号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。